

## 坂出市ゼロカーボンシティロゴマークデザインの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 坂出市（以下「市」という。）が作成したゼロカーボンシティロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）の使用および管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの目的)

第2条 ロゴマークは、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を市民、法人その他団体等（以下「市民等」という。）および行政が市域一丸となって目指すためのシンボルとなるものであり、環境問題の解決のみならず、地域経済の活性化、快適性の向上等、副次的な効果をもたらし、経済・社会的な地域課題の解決にも貢献し得る地域脱炭素を可能な限り早期に実現すべく、市民等の機運醸成およびその実現に資する取組の推進を図るために制作物、媒体等において広く使用することを目的とする。

(デザインの基準)

第3条 ロゴマークの仕様は、別表のとおりとし、ロゴマークの一部使用や変形、色等のデザインの変更は認めない。

(使用の基準)

第4条 ロゴマークは、ゼロカーボンシティの実現に資する取組、実践例等を発信する場合に使用することができる。

(使用の申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、坂出市ゼロカーボンシティロゴマークデザイン使用申請書（様式第1号）を、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市または市が構成員となっている組織が市の進めるゼロカーボンシティの実現に向けた普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- (2) 学校その他の教育機関が教育の目的で使用する場合
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (4) その他市長が申請を要しないと認めた場合

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

- (1) 市のゼロカーボンシティのイメージを損ない、または正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 使用者固有の商標であると誤解を与えるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 別表に掲げるロゴマークの仕様に反する使用のおそれがある場合
- (7) 法令または公序良俗に反するおそれがある場合
- (8) 市が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (9) ロゴマークの使用によって、商品の品質もしくは役務の質の誤認または他人の業務に係る商品もしくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者の利益になり、またはなるおそれのある場合
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、第2条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用承認)

第7条 市長は、第5条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、坂出市ゼロカーボンシティロゴマークデザイン使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認する場合は、条件を付すことができる。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ坂出市ゼロカーボンシティロゴマークデザイン使用変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、坂出市ゼロカーボンシティロゴマークデザイン使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)による承認を受けなければならない。

2 使用者は、ロゴマークの使用を中止するときは、坂出市ゼロカーボンシティロゴマークデザイン使用中止届出書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

(使用料および手数料)

第9条 ロゴマークの使用料および手数料は、無料とする。

(商標登録等)

第10条 使用者は、ロゴマークならびにロゴマークを含む商標および模様について、商標登録および意匠登録をしてはならない。

(改善の指示)

第11条 市長は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認められた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(承認の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取消しを決定したときは、坂出市ゼロカーボンシティロゴマークデザイン使用承認取消通知書(様式第6号)により使用者に通知するものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 使用者が第7条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じないとき。

2 前項の規定による承認の取消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、市はその賠償の責を負わない。

(使用者の責務)

第13条 使用者は、信義に従い、誠実にこの要綱の規定を履行しなければならない。

2 市は、ロゴマークの使用承認により、使用者の事業の推奨および商品等の品質保証を示すものではなく、商品の表示および安全性に関する事項については、関係法令の規定に基づき、使用者が全て責任を負うものとする。

3 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、市は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに市長へ報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。

(経費等の負担)

第14条 市は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る製造等の経費または役務を負担しない。

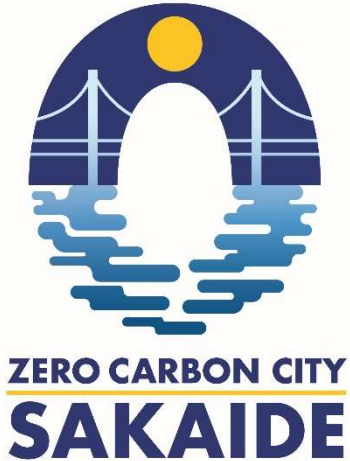






(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月 日から施行する。

別表（第3条，第6条関係）

<p>コンセプト</p> <p>0という数字をベースに、瀬戸大橋がかかる瀬戸内海，カラッと爽やかで自然に恵まれた坂出の気候をゼロカーボンシティとして未来へ受け継いでゆく思い・決意を表現。メインカラーは海の青。ポイントに太陽の光をイメージした黄を用いることで明瞭さと明るい印象を演出。</p>	
<p>ロゴマークデザイン基本形（縦組み）</p>	<p>ロゴマーク基本形（横組み）</p>
	<p>タイプ1 </p> <p>タイプ2 </p> <p>タイプ3 </p>
<p>指定色（カラー）</p>	<p>単色（モノクロ）</p>
 <p>PANTONE 7687 C [CMYK] C:100 M:80 Y:0 K:20 [RGB] R:0 G:57 B:137</p> <p>PANTONE 129 C [CMYK] C:0 M:20 Y:100 K:0 [RGB] R:253 G:208 B:0</p> <p>PANTONE 284 C [CMYK] C:60 M:15 Y:0 K:0 [RGB] R:103 G:175 B:225</p> <p>or</p> <p>GRADATION [CMYK] C:20 M:0 Y:0 K:0~C:100 M:45 Y:0 K:25 [RGB] R:211 G:237 B:251~R:0 G:92 B:158</p>	<p>A </p> <p>B </p> <p>GrayScale Logo A [Black] K:100 &amp; K:50</p> <p>GrayScale Logo B [Black] K:55 &amp; K:0</p>
	<p>書体</p> <p><b>ZERO CARBON CITY SAKAIDE</b> 英文使用フォント Futura Bold</p> <p><b>ゼロカーボンシティ さかいで</b> 和文使用フォント NitalagoRuika 06</p>
<p>使用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>縦横比率を変更（変形）して使用しないこと。</li> <li>影，3D，グラデーションなどの効果を付けないこと。</li> <li>アウトラインで使用しないこと。</li> <li>指定色以外の色を使わないこと。</li> <li>背景色との関係において，著しく視認性を損なう使用は避けること。</li> <li>回転して使用しないこと。</li> <li>シンボルに別の文字を組み合わせて使用しないこと。</li> <li>ロゴの周囲には一定のアイソレーション（保護エリア）を設けること。</li> <li>要素の一部が欠けた状態で表現しないこと。</li> </ul>	